

# 長期優良住宅の認定申請 手数料が変わりました

令和3年5月28日に「長期優良住宅法の普及の促進に関する法律」等が改正されたことを受け、**令和4年2月20日(日)**より長期優良住宅認定申請手数料を変更しました。また、共同住宅の申請手数料の算定方法が変わります。(裏面に記載)

## ①登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合(※1)の 申請手数料の変更

変更  
内容

(改定前) (改定後)  
一戸建ての住宅の場合 6,000円 → **8,000円**

## ②共同住宅の申請手数料の算定方法の変更

住戸ごとに算定 → **住棟ごとに算定**

注意  
事項

**適合証又は確認書(※2)のいずれかに関係なく変更後の申請手数料が適用されます。(土日は閉庁日のため)**

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関が発行する適合証もしくは確認書を添付する申請

※2 令和4年2月20日以降、登録住宅性能評価機関から発行される従来の適合証に代わる書類

# 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく 認定手数料額 新旧表 (令和4年2月20日以降)

## (1) 認定申請手数料

(登録住宅性能評価機関(※)による審査を受けた場合の申請手数料)

住宅区分		①改定前	②改定後
一戸建ての住宅		6,000	<u>8,000</u>
共同住宅 (総戸数)	～ 5	12,000	15,000
	6～10	21,000	26,000
	11～30	31,000	41,000
	31～50	58,000	71,000
	51～100	99,000	120,000
	101～200	160,000	190,000
	201～300	200,000	240,000
	300～	210,000	260,000

※住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関

## (2) 変更認定申請手数料

認定を受けた計画を変更する場合の手数料は、概ね、当初の認定手数料の金額の2分の1の金額になります。

例えば、上記1の②の一戸建て住宅の場合の変更認定申請手数料は次のようになります。

$$8,000 \div 2 = \underline{\underline{4,000円}}$$

※譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合や、地位の承継をする場合の手数料に変更はありません。